

# 原発ゼロ！福島切捨てを許さない！ No.4 原発訴訟・福島県連・ニュース

発行日 平成 31 年 1 月 10 日

発行者 福島原発被害者訴訟原告団  
福島県連絡会

事務局 生業訴訟原告団事務局

〒960-8111 福島市五老内町 9-4 オフィスビル 2F

電話 024-572-6480 Fax 024-572-6481

Eメール jimukyoku@nariwaisoshou.jp

## 『避難者訴訟』仙台高裁・第1回期日・裁判(12/3)の報告

写真添付

《仙台高裁へ向かう早川団長と原告団》

快晴。いよいよ控訴審期日が始まりました。当日は福島県内外から多くの原告団弁護団支援者の方々が仙台的地に集結し、高裁前の三角公園で正午に弁護団の笹山弁護士の進行で決起集会が開始され、早川篤雄団長の挨拶、各原告団支援者代表者の連帯の挨拶と続きました。地元いわき支部の裁判所と違い、傍聴席数も多い仙台という場所に、果たしてどれだけの参加が可能なのだろうか、との心配も嬉しい誤算となり、法廷内傍聴席は満席となりました。早川団長と小川さんの二人の避難者訴訟原告の生々しい避難の経過と、悲惨な状況を初めて対面する裁判官方々は、真剣に聞き入ってくれている様子でした。まずは第1回目の期日が無事に終わったことに安堵し、同時に、これからが正念場という決意と覚悟をしっかりと胸に刻みつけました。

## 『生業訴訟』仙台高裁・第2回期日・裁判(12/10)の報告

控訴審第2回期日の焦点は、第1回で原告側が要求した現地検証と本人尋問を裁判所が認めるかでした。結果から言うと裁判長は二つとも認めました。一番の現地検証は、避難指示解除前のことで、その後に行われた解除以降の現地を見ることを求めています。2月・7月・9月に本人尋問、5月に現地検証を行うことになって大きなヤマを越えた印象を持ちました。意見陳述した深谷敬子さんは「10回目の避難で復興住宅に入ったが、どこに行っても避難者。安住の地はない」と訴えた。国の代理人は被害を小さく見せたいがため長い時間をかけて弁論したが、前回に続いて今回も原告代理人の弁論との違いが際立ちました。

**女川原発再稼働の是非を問う…宮城県の住民運動**

**【再稼働問う署名。11万3046人(12/12現)】**

県民投票条例の請求へ → 宮城県議会へ